

平成 27 年度

やまがた雇用施策実施方針



山形労働局

目 次

第1 趣 旨	P1
第2 平成27年度の雇用における重点施策	P2
1 正社員雇用の拡大	P2
2 若者の活躍推進	P3
3 女性の活躍推進	P4
4 高齢者・障害者の活躍推進	P5
5 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出	P7
6 働き方改革の推進	P8
7 その他	P9
(1) 大量雇用調整発生時の迅速な対応	
(2) 情報の相互共有	

平成27年度 やまがた雇用施策実施方針

第1 趣旨

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を山形県知事の意見を聴いて定めたものである。

山形労働局では、地域の状況を踏まえながら、山形県と連携し、互いが講ずる雇用に関する施策を効果的・一体的に実施するものとする。

第2 平成27年度の雇用における重点施策

1 正社員雇用の拡大

(1) 方針

非正規雇用労働者の雇用の安定と処遇の改善を促進することにより、正社員雇用の拡大を目指す。

(2) 基本業務

- 「やまがた うちの職場に来てける！いでける！キャンペーン」の推進（「魅力ある職場づくり」の取組推進）
- 非正規雇用労働者の正社員化を図る企業に対する支援
- 正規雇用化を希望する若者等への支援
- パートタイム労働者対策の推進
- 正社員就職面接会の合同開催
- 取組みについて県と連携しての周知・広報

(3) 実施する業務

《山形県》

- 県内で正社員雇用を希望する39歳以下の若年労働者で現在求職中の者を対象とした、研修・キャリアカウンセリング、職業紹介の一体的実施、雇用後一定期間の定着支援
- 有期契約労働者の無期雇用化を行う企業への奨励金の支給（国制度の補完）

《山形労働局》

- 「正社員実現加速プロジェクト」の推進
 - ・キャリアアップ助成金等の活用による「多様な正社員」の普及・拡大及び正社員転換促進
 - ・正社員に特化した就職面接会・企業説明会の実施
- 雇用管理改善の取組の促進
 - ・パートタイム労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保
 - ・職務分析・職務評価の導入支援

2 若者の活躍推進

(1) 方針

相談対応の充実、情報提供の拡大、働きやすい職場環境の整備により、若者の県内企業への就職とそれによる定着・回帰を促進する。

(2) 基本業務

- 一体的実施事業（トータル・ジョブサポート）における支援体制の充実・強化
- 新卒者等の職業意識の醸成・就職支援の強化
- フリーター等の正規雇用化の促進
- ニート等の職業的自立への支援
- ものづくり分野の将来を担う人材育成に対する支援
- U I ターン就職の促進
- 学生就職面接会等の合同開催

(3) 実施する業務

≪山形県≫

- トータル・ジョブサポートにおける、県が有する就職相談機能の提供
- 若者就職支援センターによる、在学中から職場定着までの一貫した支援
- ニートなどの若者に対する職業的自立に向けた支援プログラムの実施
- 首都圏などに住む若者等に対する就職相談や情報提供、面接受験時の交通費補助等
- 学校から社会（職業）生活への円滑な移行の為、キャリア教育を充実させるとともに、各県立高等学校に対し高校生就職支援事業を実施

≪山形労働局≫

- トータル・ジョブサポートにおける職業紹介機能（チーム支援）の充実・強化
- 県若者就職支援センター、県Uターン情報センター等と連携した就職支援・職場定着支援の推進
- 「若者応援宣言企業」の普及・拡大等による地元企業への就職支援

及び詳細な企業情報の発信

- 新卒応援ハローワークによる新規学卒者、未就職卒業者や学校中退者等への就職支援
- 就職支援に係る「地域若者サポートステーション」との連携強化
- 就職活動に困難性を有する若者等に対する公共職業訓練の受講あっせん等総合的な取組の推進
- 首都圏のハローワークと協力した首都圏から地域に人材を呼び戻す取組の実施

3 女性の活躍推進

(1) 方針

男女の雇用機会の均等、仕事と家庭の両立、次世代の育成及び子育て女性等の就職支援等により女性の活躍を推進する。

(2) 基本業務

- 男女均等取扱いの確保徹底とポジティブ・アクション推進
- 女性のライフステージに対応した活躍支援
- 男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備
- 在宅ワークの普及・促進
- 一体的実施事業（マザーズジョブサポート山形）における支援体制の充実・強化
- マザーズ就職フェアの合同開催

(3) 実施する業務

《山形県》

- 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進【若者支援・男女共同参画課】
 - ・山形いきいき子育て応援企業を登録・認定し、男性が育児休業を取得した場合の奨励金の交付等により支援
 - ・ワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰の実施
 - ・共に働き共に育む社会づくり推進事業の実施（働く女性のロールモデル集の作成、女性管理職養成プログラム・若手職員セミナー・イクボス研修の実施）
 - ・「雇用環境改善アドバイザー」による育児・看護休業法など女性労働者の支援を目的とした法制度の周知 等

- マザーズジョブサポート山形の強化【若者支援・男女共同参画課】
 - ・結婚・出産・育児等の理由で離職している女性の再就職支援のための就労相談
 - ・各種セミナーの開催を通じたスキルアップ及び就職意識の高揚
 - ・仕事と子育ての両立に関する情報提供・託児サービスの提供等によるワンストップ支援の実施
 - ・県内各ハローワークにおける出張相談・セミナーの開催
- 託児付職業訓練の実施

《山形労働局》

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等を図るため、企業におけるポジティブ・アクションの一層の促進
- マザーズジョブサポート山形の強化
 - ・子育て女性等が家庭・子育てと両立しやすい仕事の求人開拓、職業相談等の支援を強化
 - ・就職支援セミナーや求人企業説明会等の実施
- 仕事と家庭の両立支援制度の普及を促進するため、中小企業に対する「育休復帰支援プラン」の策定支援及び助成金の支給
- 男性の育児休業取得促進についての啓発強化
- 改正「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定、「くるみん認定」及び「プラチナくるみん認定」の促進
- 総合支援サイト「ホームワーカーズウェブ」等の周知・啓発による適正な在宅ワークの推進

4 高齢者・障害者の活躍推進

(1) 方針

高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず、企業や地域社会の支え手として活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に取り組むことにより高齢者の活躍を促進する。

働く意欲のある障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、障害者等の就労促進と社会参加支援の充実に向けて取り組むことにより障害者の活躍を推進する。

(2) 基本業務

- 高齢者の就労促進
 - ・高年齢者の再就職の援助促進
 - ・高年齢者向けの地域における就業、社会参加支援の充実
- 障害者の就労促進
 - ・障害特性に応じた就労支援の推進
 - ・地域就労支援力の強化による職場定着の推進
 - ・障害者雇用の更なる促進
 - ・障害者就職面接会の合同開催
 - ・障害者の職業能力開発支援の充実

(3) 実施する業務

≪山形県≫

- シルバー人材センター及び連合会の運営・事業に対する支援
- 障がい者を就業と生活の両面から一体的に支援する障害者就業・生活支援センターの運営
- 障がい者などの就職困難な求職者に対する職業訓練の実施
- 障がい者雇用優良事業主の認定制度の実施による障がい者雇用の普及啓発と障がい者職業訓練受入企業の開拓
- 特別支援学校への就労支援コーディネーターの配置、実習・就労先の開拓のための事業所訪問の実施等による、就労希望者一人ひとりに応じた就労先の確保
- 福祉施設から一般就労への移行支援

≪山形労働局≫

- 高年齢者雇用確保措置未実施企業に対する指導強化
- 地域の多様なニーズに応じたシルバー人材センターの活動の推進
- ハローワーク山形に高年齢者に対する相談窓口を設置しての再就職支援の実施
- シニアワークプログラム事業の実施による再就職の促進
- 障害者雇用率達成指導の強化及びハローワークの能動的・積極的マッチングによる就職促進
- 精神障害や発達障害等多様な障害特性に対応したきめ細やかな支援の実施及び地域の就労支援機関等との連携体制の強化
- 難病患者就職サポーターによる就労支援の実施
- 特別支援学校の生徒等の職場実習先の確保及び企業等での雇用の促

進

- 雇用された障害者の職場定着の推進。障害者職業訓練の設定に係る、県に対する適切な支援の実施
- 障害者の福祉・医療・教育から雇用への移行支援事業の実施

5 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出

(1) 方針

県民が安心して働き将来に夢や希望を持つことができるような魅力あふれる山形県を創生するため、良質かつ安定的な雇用機会の確保・創出を目指すとともに、雇用管理改善支援、マッチング支援、能力開発支援を通じ、人材不足が顕在化している分野における人材確保を図る。

(2) 基本業務

- 人口減少や人口流出に伴う雇用課題を抱える地域に対する取組支援
- 地域の多種多様な人材育成ニーズに対応した人材育成の取組支援
- 人手不足分野における公共職業訓練等の拡充
- 「やまがた うちの職場に来てける！いでける！キャンペーン」の推進(「魅力ある職場づくり」の取組推進)【再掲】
- ものづくり分野における人材確保・育成支援対策の推進

(3) 実施する業務

≪山形県≫

- 「戦略産業雇用創造プロジェクト」による、先端・成長分野の企業における雇用創出を伴う人材育成に対する支援、製造業における安定雇用の促進を目指す施策の実施
- 「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」、「山形県介護職員サポートプログラム」を中心とした施策、福祉・介護人材マッチング機能強化等、各種施策の推進
- 県立産業技術短期大学校、職業能力開発専門校における職業訓練の実施
- 建設業人材のスキルアップ支援及び入職促進事業の推進
- 専門高校での、高度な知識・技能を身に付け第一線で活躍できる専門的職業人の育成

《山形労働局》

- 県が地域の創意工夫を活かして行う雇用創出や人材育成・確保、処遇改善などの自主的取組に対する支援
- 首都圏のハローワークと協力した首都圏から地域に人材を呼び戻す取組の実施【再掲】
- 県内各地域における産業界のニーズを踏まえた公共職業訓練及び求職者支援訓練の推進
- 「まち・ひと・しごと創生法」に基づく県の地方版総合戦略策定に対する支援
- 「戦略産業雇用創造プロジェクト」事業計画策定に対する協力
- 人材不足分野における人材確保・育成対策の推進
 - ・福祉分野の人材確保に係るネットワーク（WEC やまがた）と「山形県介護サポートプログラム」との連携
 - ・職場定着支援助成金、建設労働者確保育成助成金の活用促進
 - ・人手不足分野の人材確保を重点とした県内各地域における産業界のニーズを踏まえた公的職業訓練の実施と、求職者ニーズを適切に把握した受講あっせん、並びに訓練終了前からの再就職支援の実施

6 働き方改革の推進

(1) 方針

労働力人口が減少していく中で、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境の整備に取り組む。

(2) 基本業務

- 労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等「働き方改革」の実現に向けた取組の実施

(3) 実施する業務

《山形県》

- 労働局との連携による、事業主団体、労働団体、企業トップ等への働きかけ
- 年次有給休暇の取得促進に向けた取組、働き方・休み方の見直しに向けた周知広報等の取組の実施

《山形労働局》

- 「山形労働局働き方改革推進本部（本部長：山形労働局長）」を立ち上げ、今後の取組方針を決定
- 山形県との連携による、事業主団体、労働団体、企業トップ等への働きかけ
- 時間外労働時間数が1か月当たり100時間を超えていると疑われる事業場や過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する指導
- 時間外労働協定（いわゆる36協定）の適正な締結について、労使関係者への法令の周知
- 人事労務管理に精通した専門家（社会保険労務士等）を配置し、企業に対する個別アドバイスの実施
- 企業が取組む事例の収集と紹介
- ホームページ等、あらゆるチャンネルを活用した情報発信
- 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援を実施
 - ①経営・労務の専門家の派遣等を行うとともに、販路拡大等による賃金の引上げを目指す中小企業団体等の取組や、労働能率増進による賃金の引上げを行う中小企業・小規模事業者の取組に対する助成
 - ②最低賃金について幅広い周知・啓発を図るとともに、的確な監督指導を行うことによる最低賃金の遵守の徹底

7 その他

(1) 大量雇用調整発生時の迅速な対応

地域に多大な影響を及ぼすような大量離職者が発生した場合、県と労働局が連携し、情報収集、企業への要請、再就職支援を実施。

また、必要に応じ関係機関による離職者雇用対策本部を設置し、離職者支援を実施

(2) 情報の相互共有

雇用施策の推進に資する基本データについて、相互に提供し合って共有すると共に、随時の要望にも対応する。